

（内定取消の対応）

1 弊社は、利用企業が次の各号のいずれかに該当する場合、成功報酬を返金します。なお、返金する成功報酬には、利息は付さないものとします。

（1）入社合意に至った内定くん利用学生から辞退の意思表示受け、内定を取り消した場合。

（2）入社合意に至った内定くん利用学生の責めに帰すべき事由により、内定を取り消した場合。

2 前各項の対応は、対象学生の入社予定日の前日までに弊社へ内定取消の連絡をした場合に限るものとし、入社予定日以降に弊社に内定取消の連絡をした場合は対象外とします。

3 弊社は、利用企業からの内定取消報告受領月の末日を締切として、翌月末日限り、利用企業が指定する口座に振り込みによる方法で返金します。なお、振込手数料は弊社の負担とします。